

指定介護予防支援事業所の指定更新について

平成 21 年4月1日に本市から指定を受けた介護予防支援事業者について、平成 27 年3月 31 日に6年間の指定有効期間が満了することから、その効力を継続させるためには指定更新を行う必要がある。

今回対象となる介護予防支援事業者は、平成 21 年4月1日新設のため指定された下記の3センターである。

区名	介護保険事業所番号	センター名
泉区	0405500075	将監地域包括支援センター
	0405500083	向陽台地域包括支援センター
	0405500091	八乙女地域包括支援センター

<参考>介護保険法 抄

(指定の更新)

第 70 条の 2 第 41 条第 1 項本文の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(準用)

第 115 条の 31 第 70 条の 2 の規定は、第 58 条第 1 項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。